

代 表 者 殿

中小企業庁長官

親事業者との取引に関する調査について

中小企業庁は、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます。）を運用しています。下請代金法を適正に運用するには、下請取引の実態を正確に把握することが必要なため、今回、貴社に本調査への協力を依頼することとなりました。

お忙しいところ恐縮ですが、下記の要領で御協力くださいますようお願いいたします。

この調査に御協力いただいたこと及び回答の内容については秘密を厳守しますので、ありのままの事実を回答してください。

また、この調査に対し「親事業者から回答内容について指示を受けた。」、「親事業者に回答用紙の写しを提出するよう求められた。」等の事実があれば、至急、下記の問い合わせ先に御一報ください。

記

- 1 提 出 物 同封の「中小企業庁 親事業者との取引に関する調査 回答用紙（平成 2 1 下（サ））」（以下「回答用紙」といいます。）
- 2 調査対象期間 平成 2 1 年 1 月から平成 2 1 年 6 月まで
- 3 提 出 期 限 **平成 2 1 年 7 月 3 1 日（金）**
- 4 提 出 方 法 同封の返信用封筒を御利用ください（インターネットを利用した提出も可能です。）。
- 5 注 意 事 項 **今回の調査対象の親事業者は、回答用紙の中ほどの点線枠内に記載してあります。**

なお、今回の調査対象の親事業者以外の親事業者の行為が下請代金法に違反していると思われる場合には、その親事業者が貴社にとって下請代金法上の親事業者に該当するか否かを本冊子③ページの図を利用して確認し、設問の冊子の 8～9 ページにある記載例を参考にして、回答用紙裏面の自由記載欄に記載し提出してください。

問い合わせ先（受付時間 9：00～12：00、13：00～18：00）

中小企業庁	取引課	03(3501)1732	近畿経済産業局	中小企業課	06(6966)6023
北海道経済産業局	中小企業課	011(709)1783	中国経済産業局	中小企業課	082(224)5661
東北経済産業局	中小企業課	022(221)4922	四国経済産業局	中小企業課	087(811)8529
関東経済産業局	中小企業課	048(600)0325	九州経済産業局	中小企業課	092(482)5450
中部経済産業局	中小企業課	052(951)2748	内閣府沖縄総合事務局	中小企業課	098(862)1452

回答の前にお読みください

- 御回答いただく内容は、下請代金法違反行為を発見するための大変貴重な情報となります。このため、中小企業庁は情報の取扱いには細心の注意を払っています。親事業者に対し実際に調査を行う場合には、情報源が親事業者にして知られることのないよう十分に注意して行っておりますので、安心してありのままの事実を回答してください。

(1) 調査対象期間（平成21年1月から平成21年6月まで）に発注（委託）を受けた下請取引の状況について回答してください。

(2) 回答選択肢の中に該当するものが複数ある場合には、該当する記号のすべてに○印を付けてください。

なお、親事業者からの受託内容によっては、回答の必要がない設問も含まれています。

(3) 後日、御回答いただいた内容について、中小企業庁及び経済産業局等の担当者が照会する場合があります。回答作成担当者は、設問の冊子及び作成した回答用紙の写しを必ず保管してください。

インターネットを利用した回答の提出について

今回の調査は、^{イーガブ}e-Gov（電子政府の総合窓口）の電子申請システムを利用して回答することが可能です。

詳しくは、以下のページに掲載されている「e-Gov電子申請システムを使用した親事業者との取引に関する調査票の提出マニュアル」を御覧ください。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTDETAIL&id=5950000003118>

なお、e-Govの操作方法に関するお問い合わせは、電子政府利用支援センターにお願いいたします。

【電子政府利用支援センター】

- ・ 電子政府利用支援センターのサイト
e-Govのトップページ (<http://www.e-gov.go.jp>) にある「お問い合わせ」ボタンをクリックすると御覧いただけます。
- ・ 電話
ナビダイヤル（全国一律市内通話料金） 0570-041041
※IP電話等をご利用の場合（通常通話料金） 03-5339-6512
受付時間 毎日（土日祝日を含む） 午前9時から午後7時まで

MEMO